



公共高 第 278 号
平成 9 年 11 月 27 日

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合高知支部長
(財)高知県教職員互助会理事長

共済組合・互助会医療費等支給明細書及び
振込通知書の記載事項の一部変更について

平成9年9月1日から健康保険法等の一部を改正する法律により、地方公務員等共済組合法の一部改正が行われ、薬剤一部負担金の新設されました。

このことに伴い、「共済組合・互助会医療費等支給明細書」(所属所控)及び、「医療費等振込通知書」(組合員・会員個人用)について、別添のとおり記載事項の一部を変更することとなりましたのでお知らせします。

〔新記載事項〕

- 基礎となる自己負担額 ———— 附加給付を計算するための基礎となる額
- うち薬剤一部負担金額 ———— 薬剤にかかる自己負担額

※ なお、毎月末日に医療費等の給付を行っておりますが、11月(9月診療分)につきましては、電算のシステム修正等の都合により、誠に申し訳ありませんが、12月10日を予定しておりますのでご了承ください。

御中

公立学校共済組合高知支部
財団法人高知県教職員互助会

A

B

所属	組合員証番号	組合員本人氏名	診療年月	医療機関名	基礎となる医療費総額	基礎となる自己負担額	療養費	家族療養費	高額療養費	看護料	一部負担金払戻金	入院日数	入院附加金	互助会医療費補助	互助会家族医療費補助	支給金額
本人	31000004	本人	9.9		28030	6106					4100			1200		5300
本人	*****	小計				500										5300
本人	*****	所属計														5300

○ 附加給付の基礎となる自己負担額の算出方法について
 基礎となる医療費総額=A
 基礎となる自己負担額=B
 うち薬剤一部負担金額=C とした場合

《Bの算出方法》

$$B = A - (A \times 0.8) + C$$

○ 共済組合の法定給付分

- (負担割合) ・ 組合員本人 = 入院・外来とも8割 (H9年8月診療分までは9割)
- ・ 被扶養者 = 入院8割・外来7割 (円位未満切り捨て)

※ C=Bの内数を表示しています。

◎ ただし、障害福祉医療等にかかる公費負担制度に該当する場合や、高齢者を対象とする老人保健法(自己負担額が定額払い)の適用を受けている場合は、上記の算出方法とは異なりますので、ご了承ください。

《記入例の計算》

組合員本人の場合

$$28,030円 - (28,030円 \times 0.8) + 500円 = 6,106円$$

(附加給付の基礎となる自己負担額)

〒

様

医療（等）振込通知書

振込日 平成 年 月 日

振込先 銀行
支店

総支給額 ¥5,300

依頼者 公立学校共済組合高知支部
財団法人高知県教職員互助会

受診者名	続柄	診療年月	医療機関名	基礎となる 医療費総額	高額 算定 回数	支 給 明 細					入 院 附 加 金		互 助 会 給 付 金		支給額合計
						療養費	家族療養費	高額療養費	看護料	一部負担金払戻金	入院附加金	医療費補助金	家族療養費補助金		
	本人	9.9		28,030	6,106 500					4,100			1,200		5,300

算出方法は支給明細書と同じです。